

担当課 農林課

1	公の施設の名称	河口湖自然生活館	
2	指定の期間	平成18年 7月 1日～平成23年 3月31日	
3	指定管理者の候補者	名称	(財) 富士河口湖町ふるさと振興財団
		所在	富士河口湖町河口3170
4	候補者の選定理由	当施設の設置目的は、「農産物の加工品開発による地域農業の振興」であり、ブルーベリー等の果樹類の加工体験施設として機能している。果樹栽培の奨励は町の遊休農地解消策の一つの柱であり、摘み取り園の広告宣伝活動や加工品開発で当館がはたす役割は非常に大きいものがあり、地域の農家との結びつきも深く、町の政策である農業と観光を結び付けた振興策に沿う形で館の運営がなされている。このことから同様の運営が期待できる財団に管理運営を委託する。	
5	指定管理者審査委員会の概要	(1) 委員会の構成	
		委員	11人 職員、外部評価者、経営審査指導員
6	指定管理者の議決予定	(2) 審査会	
		第1回	施設の管理運営業務の内容及び基準、募集要項、審査手順及び観光課指定管理者選定基準等の検討
		第2回	応募者のプレゼンテーション及びヒアリング、事業計画書の審査、採点
		第3回	指定管理者候補者の審査結果
6	指定管理者の議決予定	平成18年6月定例議会	